

認知症高齢者の意思決定支援のためのソーシャルワーク実践の実態

—地域包括支援センターの社会福祉士への調査を通して—

○ 明治学院大学 金 圓景 (7133)

高瀬 幸子 (上智大学・6405)、藤井 佳子 (日本社会事業大学・7499)・上田晴男 (支援の思想研究会・8476)

キーワード3つ：認知症高齢者・ソーシャルワーク・意思決定支援

1. 研究目的

地域で暮らす認知症高齢者の多くが日常生活・社会生活において様々な選択に迫れており、地域包括支援センター（以下、包括）の社会福祉士として意思決定場面に関わることが少なくない。しかし、包括の社会福祉士として本人の意思に沿った選択・決定をするための議論が充分ではない（金 2021：2023）。そこで、本研究は地域で暮らす認知症高齢者を支える包括の社会福祉士を対象に、意思決定支援のためにどのようなソーシャルワーク実践を行っているか、その実態を把握することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、包括の社会福祉士8名を対象に、地域で暮らす認知症高齢者の意思決定を支えるためにどのようなソーシャルワーク実践を展開しているか、個別インタビューを実施した。調査は、2022年12月から2023年2月にわたって60分から120分にかけて行った。調査内容は、認知症高齢者の意思決定の場面にかかわった経緯や支援内容、意思形成・表明・実現に向けた支援内容のほか、今後、意思決定支援をしやすくなるために必要だと思うことについてである。分析の際には、逐語録を作成した後、佐藤（2008）を参考に、帰納的なアプローチで定性的コーディングを行い、分析結果の信頼性・妥当性を高めるために共同研究者間で再度、確認を行った。なお、本研究は「能力存在推定」という見方を参考に、「意思決定能力の有無を、他人が判定することはできない」という佐藤（2016）の指摘を参考に、支援対象となる高齢者の認知症の程度の違いは考慮していない。

3. 倫理的配慮

調査を実施する前に、調査説明書などの一式を送付し、調査協力への同意を得た後、調査当日も口頭で説明し、書面で同意を得た。また、対象者の匿名性とプライバシーを厳守することを重ねて説明し、インタビュー内容の録音への了解を得た。なお、本研究は明治学院大学社会学部社会福祉学科調査・研究倫理審査を受け、承認を得て調査を実施した（SW22-02）。本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

調査対象者は、東京都内の包括で働く社会福祉士（40代から50代）8名で、現在の包括で勤務して2年目から17年目の人までまちまちであった。分析の結果、地域で暮らす認知症高齢者の日常生活・社会生活の意思決定支援に関わる経緯は、自治体の高齢者世帯全戸訪問事業や地域住民の相談から定期的な見守りが始まったケース、虐待ケースなど緊

急対応が求められるケースまで多種多様であった。そのために、関係性を構築する時間が充分ではなく、なかには本人の意思を把握することが難しいケースもあるなか決めることを支えざるを得ないため、全員が「意思決定支援のジレンマ」を抱えていた。しかしながら、社会福祉士として「意思把握に向けた工夫」として、生活歴や家族への思いなどを通して、本人にとって大事にしていることは何かを把握しようと努めていた。その際には、「揺れ動く意思」を受け止め、「傾聴」と「受容」を大事にしながら、自分の価値基準を押し付けない「非審判的態度」で関わるように心がけていた。また、「多職種・多機関連携」を通して、本人が理解できるように「多様な選択肢」を提示しながら、本人が決めることを支えていたが、「支援のタイミング」に悩んでいる声もあった。今後、認知症高齢者の日常生活・社会生活における意思決定支援をしやすくするために必要なこととして、適切な診断ができる医療機関の確保などの「医療の充実」を求める声が多かった。その他、必要なところだけスポットで支援できる成年後見のスポット利用など、制度の狭間に置かれている本人の意思決定を支えるために「柔軟な制度利用」を求める声もあった。

5. 考察

本研究は、認知症高齢者の意思決定支援のためのソーシャルワーク実践の実態を把握することを目的に、包括的社会福祉士8名にインタビュー調査を実施した。その結果、包括につながった経緯や理由によって急な対応が求められるケースも少なくなく、本人の意思を十分に把握できないまま支援するなかでジレンマを抱えつつもバイステックの7原則に基づき、ソーシャルワークを実践していた。また、本人の思いや置かれている状況を把握し、本人の意思に沿った支援ができるようにチームアプローチに取り組んでいた。上山(2019)が区分している意思決定支援の3次元に基づき分析すると、調査対象者全員が「理念としての意思決定支援」を理解し、大事にしている一方で、どのように支援していけばいいか悩んでおり、「技法としての意思決定支援」の在り方に困っていた。関連して、法定後見制度に限らない「法制度としての意思決定支援」が社会福祉現場において実用的な仕組みとして整う必要がある。今後、意思決定支援のためのソーシャルワーク実践モデルを検討する際に、認知症高齢者を支援対象から意思決定の主体としてとらえ直し、本人自身による意思決定を保障するための具体的な技法を検討することが課題として残された。

*本研究は、JSPS 科研費 23K01919 の助成を受けたものです。

【引用文献】金圓景(2021)「認知症の人の意思決定支援をめぐる動向」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』157, 225-237. /佐藤彰一(2016)「「意思決定支援」は可能か」『法哲学年報』57-71. /佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法;原理・方法・実践』新曜社. /金圓景(2023)「地域で暮らす認知症高齢者の意思決定支援に関する一考察:地域包括支援センターの社会福祉士を中心に」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』160, 51-69. /上山泰(2019)「第1章意思決定支援と成年後見制度」公益社団法人日本社会福祉士編『意思決定支援実践ハンドブック』民事法研究会.